

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2026年7月23日

【発行者の名称】

西アフリカ開発銀行

(Banque Ouest Africaine de Développement)

【代表者の役職氏名】

セルジュ・エクエ

総裁

(Serge EKUE, President)

【代理人の氏名又は名称】

弁護士 黒 田 康 之

【住所】

東京都千代田区大手町一丁目1番1号

大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】

03-6775-1000

【事務連絡者氏名】

弁護士 黒 田 康 之

同 井 上 貴 美 子

同 原 田 寛 司

同 河 北 康 作

同 中 戸 川 千 真

【住所】

東京都千代田区大手町一丁目1番1号

大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】

03-6775-1446

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年7月6日付で提出した有価証券届出書（2026年7月17日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）につき、第1回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）、第4回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）および第5回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）の募集を取り止めることとなりましたので、関係事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集債券に関する基本事項

第5 その他の記載事項

3【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集債券に関する基本事項】

< 訂正前 >

本「第 1 募集債券に関する基本事項」には、発行者が発行する第 1 回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）（以下「第 1 回円貨債券」という。）、第 2 回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）（以下「第 2 回円貨債券」という。）、第 3 回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）（以下「第 3 回円貨債券」という。）、第 4 回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）（以下「第 4 回円貨債券」という。）および第 5 回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）（以下「第 5 回円貨債券」という。）についての記載がなされている。一定の記載事項について、それぞれの回号ごとに異なる取扱いがなされる場合、または別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には、< 第 1 回円貨債券 >、< 第 2 回円貨債券 >、< 第 3 回円貨債券 >、< 第 4 回円貨債券 > および < 第 5 回円貨債券 > の見出しの下にそれぞれの回号ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、< 第 1 回円貨債券 >、< 第 2 回円貨債券 >、< 第 3 回円貨債券 >、< 第 4 回円貨債券 > および < 第 5 回円貨債券 > の見出しの下に記載された「本債券」および「主幹事会社」という用語は、それぞれの回号に係る各用語を指し、いずれかの回号に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は、当該回号に関する見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの回号の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの回号に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらの回号、それぞれの回号の債権者、それぞれの回号の債券の要項およびそれぞれの回号に係る財務代理人は単に、それぞれ「本債券」、「本債権者」、「債券の要項」および「財務代理人」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの回号の債券が同一種類の債券を構成することを意味するものではないことに留意されたい。本債券の債権者は、かかる債権者が保有するそれぞれの回号に基づく権利を有する。

なお、発行者は、上記のとおり 5 本の債券を起債する予定であるが、本債券の需要状況を勘案した上で、その 1 本または複数本について、本書の効力発生の当日までの間に募集を取り止める可能性がある。

（中略）

2 【募集要項】

< 第 1 回円貨債券 >

債券の名称	第 1 回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）（注 1）		
記名・無記名の別	該当なし	債券の金額の総額	50億円（予定）（注 2）
各債券の金額	1 億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	50億円（予定）（注 2）	利 率	年（未定）% （年2.15%～4.15%を仮条件とする。）（注 3）
償還期限	2028年 7 月28日（注 4）	申込期間	2026年 7 月24日（注 5）

申込証拠金	な し	払込期日	2026年7月30日（注6）
申込取扱場所	別項記載の金融商品取引業者の本店および日本国内における各支店		

（中略）

< 第4回円貨債券 >

債券の名称	第4回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）（注1）		
記名・無記名の別	該当なし	債券の金額の総額	50億円（予定）（注2）
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	50億円（予定）（注2）	利 率	年（未定）% （年3.45%～5.45%を仮条件とする。）（注3）
償還期限	2033年7月29日（注4）	申込期間	2026年7月24日（注5）
申込証拠金	な し	払込期日	2026年7月30日（注6）
申込取扱場所	別項記載の金融商品取引業者の本店および日本国内における各支店		

< 第5回円貨債券 >

債券の名称	第5回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）（注1）		
記名・無記名の別	該当なし	債券の金額の総額	50億円（予定）（注2）
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	50億円（予定）（注2）	利 率	年（未定）% （年3.90%～5.90%を仮条件とする。）（注3）
償還期限	2036年7月30日（注4）	申込期間	2026年7月24日（注5）
申込証拠金	な し	払込期日	2026年7月30日（注6）
申込取扱場所	別項記載の金融商品取引業者の本店および日本国内における各支店		

（中略）

引受けの契約の内容

< 第1回円貨債券 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者 （以下「主幹事会社」という。）		引受金額 （百万円）
会 社 名	住 所	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	5,000（予定）

（中略）

< 第 4 回円貨債券 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者 (以下「主幹事会社」という。)		引受金額 (百万円)
会 社 名	住 所	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	5,000 (予定)

< 第 5 回円貨債券 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者 (以下「主幹事会社」という。)		引受金額 (百万円)
会 社 名	住 所	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	5,000 (予定)

(中略)

3【利息支払の方法】

< 第 1 回円貨債券 >

本債券の利息は、2026年 7 月31日（当日を含む。）から2028年 7 月28日（当日を含む。）まで（ただし、本「3 利息支払の方法」第 5 段落に従う。）これを付し、毎年 1 月30日および 7 月30日の 2 回、各々その日（当日を含む。）までの 6 か月分を日本円で後払いする。ただし、最終の利息は2028年 7 月28日に、2028年 1 月31日（当日を含む。）から2028年 7 月28日（当日を含む。）までの期間について、支払う。

(中略)

< 第 4 回円貨債券 >

本債券の利息は、2026年 7 月31日（当日を含む。）から2033年 7 月29日（当日を含む。）まで（ただし、本「3 利息支払の方法」第 5 段落に従う。）これを付し、毎年 1 月30日および 7 月30日の 2 回、各々その日（当日を含む。）までの 6 か月分を日本円で後払いする。ただし、最終の利息は2033年 7 月29日に、2033年 1 月31日（当日を含む。）から2033年 7 月29日（当日を含む。）までの期間について、支払う。

< 第 5 回円貨債券 >

本債券の利息は、2026年 7 月31日（当日を含む。）から2036年 7 月30日（当日を含む。）まで（ただし、本「3 利息支払の方法」第 5 段落に従う。）これを付し、毎年 1 月30日および 7 月30日の 2 回、各々その日（当日を含む。）までの 6 か月分を日本円で後払いする。

(中略)

4【償還の方法】

(1) 満期償還

< 第 1 回円貨債券 >

本債券は、それまでに償還され、または買入消却されていない限り、2028年7月28日に各債券の金額の100%に相当する日本円で償還される。

（中略）

< 第 4 回円貨債券 >

本債券は、それまでに償還され、または買入消却されていない限り、2033年7月29日に各債券の金額の100%に相当する日本円で償還される。

< 第 5 回円貨債券 >

本債券は、それまでに償還され、または買入消却されていない限り、2036年7月30日に各債券の金額の100%に相当する日本円で償還される。

（後略）

< 訂正後 >

本「第 1 募集債券に関する基本事項」には、発行者が発行する第 2 回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）（以下「第 2 回円貨債券」という。）および第 3 回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）（以下「第 3 回円貨債券」という。）についての記載がなされている。一定の記載事項について、それぞれの回号ごとに異なる取扱いがなされる場合、または別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には、< 第 2 回円貨債券 > および < 第 3 回円貨債券 > の見出しの下にそれぞれの回号ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、< 第 2 回円貨債券 > および < 第 3 回円貨債券 > の見出しの下に記載された「本債券」および「主幹事会社」という用語は、それぞれの回号に係る各用語を指し、いずれかの回号に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は、当該回号に関する見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの回号の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの回号に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらの回号、それぞれの回号の債権者、それぞれの回号の債券の要項およびそれぞれの回号に係る財務代理人は単に、それぞれ「本債券」、「本債権者」、「債券の要項」および「財務代理人」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの回号の債券が同一種類の債券を構成することを意味するものではないことに留意されたい。本債券の債権者は、かかる債権者が保有するそれぞれの回号に基づく権利を有する。

なお、発行者は、上記のとおり 2 本の債券を起債する予定である。

（注）第 1 回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）、第 4 回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）および第 5 回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）の募集は取り止めております。

（中略）

2【募集要項】

（中略）

（注）第1回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）、第4回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）および第5回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）に関する情報を削除しております。

（中略）

引受けの契約の内容

（中略）

（注）第1回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）、第4回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）および第5回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）に関する情報を削除しております。

（中略）

3【利息支払の方法】

（中略）

（注）第1回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）、第4回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）および第5回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）に関する情報を削除しております。

（中略）

4【償還の方法】

（中略）

（注）第1回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）、第4回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）および第5回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）に関する情報を削除しております。

（後略）

第5【その他の記載事項】

< 訂正前 >

本債券の募集に関する債券発行届出目論見書の表紙に、主幹事会社の名称、発行者の名称およびロゴなら
びに本債券の名称を記載する。

（後略）

<訂正後>

本債券の募集に関する債券発行届出目論見書の表紙に、主幹事会社の名称、発行者の名称およびロゴ、本債券の名称ならびに以下の記述を記載する。

「（注）第1回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）、第4回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）および第5回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）の募集は取り止めております。」

（後略）